

開示実施手数料の額

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面（2項から5項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき 100円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）	A3版以下の用紙1枚につき10円 （A2版については40円、 A1版については80円）
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	A3版以下の用紙1枚につき20円 （A2版については140円、 A1版については180円）
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	L版又は六切り版1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	L版1枚につき30円 （六切り版については430円）

3 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	L版1枚につき100円 (六切り版については1300円)
4 マイクロフィルム	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ロ 用紙に印刷したものの閲覧	A1版以下の用紙1枚につき10円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	A4版以下の用紙1枚につき80円 (A3版については140円、 A2版については370円、 A1版については690円)
5 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6800円 (16ミリメートル 映画フィルムについては13000円、 35ミリメートル映画フィルムについては10100円)に記録時間10分までごとに2750円 (16ミリメートル映画フィルムについては3200円、35ミリメートル映画フィルムについては2650円)を加えた額
6 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
7 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円

8 電磁的記録（5項～7項に該当するものを除く。）	イ A 3 版以下の用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき 200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ A 3 版以下の用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ A 3 版以下の用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ 光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	1枚につき100円に 1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	1枚につき120円に 1ファイルごとに210円を加えた額

備考1 1項ロ若しくはハ、4項ハ又は8項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として金額を算定する。

2 この表に定める開示の実施の方法により難しい場合の開示の実施の方法及び開示実施手数料の額は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に定める開示の実施の方法及び開示手数料の額を参酌してそのつど定める。